

令和4年度

行政監査結果報告書

和光市監査委員

和 監 第 6 8 号
令和 5 年 1 月 3 1 日

和光市議会議長 齊 藤 克 己 様

和光市監査委員 山 田 史 明

同 猪 原 陽 輔

令和 4 年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度行政監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により報告します。

目 次

1 監査の種類	1
2 監査を行った監査委員	1
3 監査の概要	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) 監査の目的	1
(3) 監査の着眼点	1
(4) 監査の方法	1
(5) 監査の対象システム	2
(6) 監査の期間	3
4 監査の結果（事務の執行、事業の管理状況等についての概要）	4
(1) システム全体の概要	4
(2) 本監査対象システムの概要	11
5 むすび	26

令和4年度 行政監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査

2 監査を行った監査委員

和光市監査委員 山田 史明

和光市監査委員 猪原 陽輔

3 監査の概要

(1) 監査のテーマ

情報システムの調達及び契約、運用に係る事務

(2) 監査の目的

情報システムに関する一連の事務執行について監査を行い、当該事務に係る事務処理に係る問題点や課題の指摘等により、職員による不祥事の抑止対策を含めた事務の適正化及び改善、効率化等を図る。

(3) 監査の着眼点

本監査においては、主に以下の着眼点に基づき、監査を行った。

- ・ 契約手続、運用管理その他に係る事務が適正に行われているか
（決裁、承認プロセス、事務処理プロセス等）
- ・ 事務処理の文書、記録が適切に作成されているか
- ・ 職員の不正防止に資する体制が取られているか
（適正に業務プロセスが点検される体制となっているか）
- ・ 契約先について、業務履行を適切に監督しているか
- ・ 対象システムが実在し、活用されているか

(4) 監査の方法

① 監査の範囲

本監査では、市が調達又は利用する情報システムのうち、令和4年度に稼働（利用）しているシステム、または稼働開始予定であるシステムであって、市が保有する住民情報や行政情報、事業等に関する情報を管理及び処理するシステムに係る調達及び契約、運用に係る事務を対象とした。

② 監査の方法

対象システムの把握のため、全ての部局課所等に調書の提出を求めた。

これにより、把握した情報システムの中から、12システムを利用する14課所を本監査の対象として、関連文書の審査及びヒアリングを実施した。

対象システムの抽出にあたっては、所管部署及び導入形態について、幅広く情報システムを選定する方針とした。

③ 監査の対象とした事項

- ・システム調達
- ・システム（業者）選定
- ・各契約及び支払事務
- ・検収、完了検査、納品検査
- ・システム構成
- ・システム及びデータに係るセキュリティ対策の取組内容（状況）
- ・システム運用実績

(5) 監査の対象システム

本監査は、下表のシステムを対象として、実施した。

導入形態	システム名	対象課所名
①市が購入又はリースしたサーバを設置して利用するシステム	ア 財務会計システム	財政課
	イ 戸籍システム	戸籍住民課
	ウ デジタル校務システム・さくら連絡網	学校教育課
	エ 都市計画支援システム	都市整備課
②インターネット上のクラウド(ASP)サービスを利用するシステム	ア オンラインによる申請手続き等に係るシステム	政策課
	イ 新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約システム	健康保険医療課
	ウ CoDMON(保育ICTシステム)	保育施設課
	エ 介護予防ケアマネジメントシステム	長寿あんしん課
③LGWAN上のクラ	ア 生活保護システム	社会援護課

ウド (ASP) サービス を利用するシステム	イ 固定資産情報管理 GIS	課税課
④専用線で接続する クラウド (ASP) サービス を利用するシステム	ア 総合行政システム (Publinker) (※)	情報推進課
	イ 臨時給付金管理システム	地域包括ケア課
	ウ 乳幼児・こども医療システム	ネウボラ課
⑤1台の電子計算機 に導入して利用する システム (スタンドア ロン)	ア 公共下水道台帳管理システム	下水道課

※「総合行政システム (Publinker)」は、住民基本台帳の情報を利用する複数の個別業務システムで構成する基幹系パッケージシステムであり、「臨時給付金管理システム」、「乳幼児・こども医療システム」は、個別業務システムにあたる。

(6) 監査の期間

① 予備調査

令和4年9月12日 (月) ~ 令和4年9月27日 (火)

② 本監査

令和4年10月17日 (月) ~ 令和4年11月18日 (金)

4 監査の結果（事務の執行、事業の管理状況等についての概要）

(1) システム全体の概要

① 主管部署別及び用途別対象システム数

予備調査により把握した各部署の所管するシステムの数下表のとおりである。なお、対象システムを複数部署で使用している場合や複数業務を組み合わせたパッケージとして提供を受けているシステムについては、当該システム（パッケージ）を主管する部署で集計している。

部署別にみると、保健福祉部が21システム（29.6%）、総務部が16システム（22.5%）、建設部が8システム（11.3%）となっており、上位3部署で全体の63.4%を占めている。

また、対象システムのうち、住民や事業者等に対してホームページ等で情報提供を行ったり、申請手続きが行えるサービスを提供したりする「住民・事業者等外部向け」システムは合計で21システムあり、全体の29.6%となっている。

	所管システム	
		うち、住民・事業者等外部向けシステム
企 画 部	5	4
総 務 部	16	4
市 民 環 境 部	4	0
保 健 福 祉 部	21	3
子 ども あ ん し ん 部	3	2
建 設 部	8	1
危 機 管 理 監	2	1
上 下 水 道 部	5	0
教 育 委 員 会	5	4
会 計 管 理 者	0	0
議 会 事 務 局	2	2
行 政 委 員 会	0	0
計	71	21

② 構築（導入）形態別システム数

利用システムの構築（導入）形態別で集計した結果は下表のとおりである。なお、ひとつのシステムで複数の構築（導入）形態となるシステムは、重複して集計している（※）。

最も多い構築（導入）形態は、「市が購入又はリースしたサーバを設置して利用するシステム」で24システム（33.8%）、次に「インターネット上のクラウド（ASP）サービスを利用するシステム」で23システム（32.4%）、次いで「LGWAN上のクラウド（ASP）サービスを利用するシステム」が12システム（16.9%）となっている。なお、括弧内は、システム数に対しての割合となっている。

今回が初めての調査のため、過去との比較はできないが、システムの導入方法として、クラウドサービスの利用が一般化していることが見受けられる。

	システム数	市が購入又はリースしたサーバを設置して利用するシステム		クラウド（ASP）サービスを利用するシステム			1台の電子計算機に導入して利用するシステム（スタンドアロン）	その他
		自庁	データセンター	LGWAN	インターネット	専用線		
企画部	5	1	0	2	4	0	0	0
総務部	16	7	0	5	5	2	0	0
市民環境部	4	2	0	1	0	1	0	0
保健福祉部	21	2	0	3	7	4	3	2
子どもあんしん部	3	1	0	0	1	0	1	0
建設部	8	6	0	0	0	0	2	0
危機管理監	2	0	0	1	1	0	0	0
上下水道部	5	4	0	0	0	0	1	0
教育委員会	5	1	1	0	3	0	0	0
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	2	0	0	2	0	0	0	0
行政委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	71	24	1	12	23	7	7	2

※一つのシステム・サービスにおいて主機能と異なる形態で副次的な機能が構築、導入されているなど、複数の区分に該当するシステムは重複してカウントしている。

（例）例規執務サポートシステム

主機能：職員の法制執務補助機能（形態：LGWAN-ASP）

副機能：外部向け例規情報提供機能（形態：インターネットクラウドサービス）

③ 対象システムで取扱う重要情報

対象システムが取扱う重要情報については、下表の区分で集計を行った。

住民の個人情報を取扱うシステムは 52 システムで、全体の 73.2%となっている。

マイナンバーは、法律に定められた業務でのみ利用できること、また、マイナンバーを取扱う業務の多くは、一つのパッケージシステムにまとめられて構築（導入）されていることから、集計上は 7 システム、全体の 9.9%となっている。

	対 シ ス テ ム 数	住 民 の 個 人 情 報	マイ ナ ン バ ー	市 政 運 営 上 の 重 要 な 情 報	業 務 上 必 要 と す べ き 最 小 限 の 者 の み が 扱 う 情 報	左 記 以 外 の 非 公 開 情 報
企 画 部	5	2	1	1	3	0
総 務 部	16	9	3	12	11	10
市 民 環 境 部	4	4	1	2	2	2
保 健 福 祉 部	21	18	2	0	7	10
子 ども あ ん し ん 部	3	3	0	0	0	0
建 設 部	8	6	0	2	3	3
危 機 管 理 監	2	2	0	0	0	0
上 下 水 道 部	5	4	0	2	3	1
教 育 委 員 会	5	4	0	1	2	1
会 計 管 理 者	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	2	0	0	0	0	0
行 政 委 員 会	0	0	0	0	0	0
計	71	52	7	20	31	27

④ 令和4年度に履行期間を有する対象システム関連契約

ア 契約数（契約内容別の集計）

対象システムに係る令和4年度内に支出を伴う業務履行期間を有する契約については、下表のとおりである。契約内容として複数の業務を一括して契約している場合は、それぞれ重複してカウントをしている。

契約内容としては、保守が42件と最も多く、全体の33.1%となっている。次いで、賃貸借が40件で31.5%、システム利用が31件で24.4%となっている。構築・導入には、システムの新規調達のほか、契約期間満了に伴うリプレースも含まれる。

その他については、システムに関わらない業務を含む契約、データや設定情報の変更等が挙げられている。

	契約数	構築・導入	システム利用	賃貸借	保守	運用	システム改修	その他
企画部	6	1	1	3	3	1	1	1
総務部	29	4	9	6	5	3	6	1
市民環境部	12	0	2	3	4	0	2	3
保健福祉部	36	3	7	12	12	6	7	3
子どもあんしん部	10	2	2	0	3	2	4	0
建設部	9	3	4	3	4	7	1	1
危機管理監	1	0	1	0	0	0	0	0
上下水道部	7	0	0	4	4	1	0	0
教育委員会	13	2	1	9	3	2	0	1
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	4	0	4	0	4	4	0	0
行政委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	127	15	31	40	42	26	21	10

イ システムに係る各種契約における業者選定方法

各契約における業者選定方法については、随意契約が合計 106 件、全契約の 83.5%と最も多く、うち、一者特命による随意契約が 80 件で全契約の 63.0%、随意契約内では 74.5%を占めている。入札については、一般競争入札は実績がなく、指名競争入札は 15 件、全契約の 11.8%となっている。

その他については、システム共同利用の中で、他の組織において業者選定が行われたものとなっている。

	契約数	一般競争 入札	指名競争 入札	随意契約			その他
				見積合わせ	一者特命	プロポーザル	
企 画 部	6	0	1	0	3	1	1
総 務 部	29	0	3	4	20	1	1
市 民 環 境 部	12	0	3	0	5	1	3
保 健 福 祉 部	36	0	1	4	28	2	1
子 ども あ ん し ん 部	10	0	0	2	8	0	0
建 設 部	9	0	3	1	5	0	0
危 機 管 理 監	1	0	0	0	1	0	0
上 下 水 道 部	7	0	0	2	5	0	0
教 育 委 員 会	13	0	2	7	3	1	0
会 計 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	4	0	2	0	2	0	0
行 政 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
計	127	0	15	20	80	6	6

また、随意契約の理由（プロポーザルを除く）として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項における該当条項について集計した結果は、下表のとおりである。第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」に該当する契約が最も多く、67%を占めている。

随意契約	合計	第 1 号該当	第 2 号該当	第 5 号該当	第 6 号該当	第 7 号該当
見積合わせ	20	15	3	0	0	2
一者特命	80	7	64	3	5	1
計	100	22	67	3	5	3

(注) 随意契約の理由

①第1号 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき

※規則で定める額（契約規則第17条 令別表第5）

ア 工事又は製造の請負	130万円を超えないもの
イ 財産の買入れ	80万円を超えないもの
ウ 物件の借入れ	40万円を超えないもの
エ 財産の売払い	30万円を超えないもの
オ 物件の貸付け	30万円を超えないもの
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの

②第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

③第5号 緊急の必要によるもの

④第6号 競争入札に付することが不利なもの

⑤第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

ウ 再委託の有無

契約の履行における再委託の有無について、再委託が行われた契約は 22 件で、全体の 17.3%となっている。

	契約数	
		うち、再委託が行われた契約数
企 画 部	6	2
総 務 部	29	4
市 民 環 境 部	12	0
保 健 福 祉 部	36	5
子 ども あ ん し ん 部	10	3
建 設 部	9	3
危 機 管 理 監	1	0
上 下 水 道 部	7	2
教 育 委 員 会	13	3
会 計 管 理 者	0	0
議 会 事 務 局	4	0
行 政 委 員 会	0	0
計	127	22

(2) 本監査対象システムの概要

(監査結果に基づく勧告、指摘事項又は改善を要する事項、意見を含む)

「3-(4)-② 監査の方法」のとおり、14課所で対象システムに係る事務文書の調査及びヒアリングにより、情報システムの調達及び契約、運用に係る事務の監査を実施した。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項の該当する号番号をカッコ書きで示している。

① 市が購入又はリースしたサーバを設置して利用するシステム

ア 財務会計システム

システムの概要	予算、決算、契約、公会計、起債管理等の財務業務に係るパッケージシステム
利用業務	予算編成、予算執行、契約、決算、財務書類、固定資産台帳整備
契約・業者選定方法	令和元年9月にリプレース。一者特命の随意契約により既存事業者と契約を更新(2号)。
ヒアリング対象課	財政課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none">システム更新の方向性を検討した結果の起案文書(財務会計・公会計)システム使用許諾及び支出関連文書システム更新事業借上契約及び支出関連文書その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定(決裁、専決)により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 財務会計システムは、様々な事業者がシステムの構築、提供を行っており、システム選定における競争性の確保のため、次期システム更改の際も、複数のシステムからの選定方法について、検討されたい。 また、リモートによるシステム保守が行われた際、作業結果に係る報告の受領方法について確認、検討されたい。</p>

イ 戸籍システム

システムの概要	戸籍又は除籍の記録を保全するため、届書その他の書類の記載内容の入力から決裁までの一連の戸籍事務処理を行うシステム
利用業務	戸籍事務
契約・業者選定方法	平成31年4月にリプレイス。公募型のプロポーザル方式で業者選定を実施。
ヒアリング対象課	戸籍住民課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式による業者選定に係る起案文書及びプロポーザル関連文書 ・システム更改業務の実施に係る覚書の締結に係る起案文書及び覚書 ・システム機器等借上契約に係る起案文書及び支出関連文書 ・システムの保守及びソフトウェアの使用に係る起案文書及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていたが、一部改善を要する事項が見受けられた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 運用保守実施計画書が平成31年2月28日改訂の1.2版となっており、運用体制図が当時の職員のままになっているなど、更新が行われておらず、最新の情報になっていなかった。システムの運用管理が計画的に履行され、システムが安定して継続稼働されるよう、同書の記載内容を確認し、現状に則した内容となるよう、速やかに更新すること。</p> <p>【結果に関する意見】 障害が発生した際に自動的にサーバを切り替えて運用を継続できる仕組みが導入されているが、運用テストは未実施とのことで、今後テストの実施等により、この仕組みが適切に稼働することを確認することについて、検討されたい。</p>

ウ デジタル校務システム・さくら連絡網

<p>システムの概要</p>	<p>【デジタル校務】 児童生徒の住所氏名等の所属や成績のほか、学校の行事予定や教職員の勤怠等、校務に係る情報を管理するシステム</p> <p>【さくら連絡網】 あらかじめ登録されたメールアドレス(主に保護者)に向けての学校メールを送信する機能のほか、保護者から学校への出欠等の連絡事項の送信、健康チェック等の記載等、従来の連絡帳に類似した機能を有するシステム</p>
<p>利用業務</p>	<p>市内小中学校の児童生徒の所属情報の管理、出欠・成績・転出入情報等の管理、学校の行事予定の管理、教職員の勤怠情報の管理、学校メール配信等</p>
<p>契約・業者選定方法</p>	<p>デジタル校務システム(ソフトウェア)を含む機器賃貸借契約を令和3年12月に更改。指名競争入札により、業者選定を実施。</p> <p>さくら連絡網については、一者特命の随意契約により契約を締結(2号)。</p>
<p>ヒアリング対象課</p>	<p>学校教育課</p>
<p>監査対象事務文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン借上、サーバ機器借上契約に係る起案及び支出関連文書 ・学校配信メール業務委託契約に係る起案及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
<p>監査結果</p>	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定(決裁、専決)により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 さくら連絡網においてシステムに登録された児童・保護者等の個人情報(氏名、メールアドレスなど)について、クラウドサービスにおける安全管理状況を契約事業者を通じて適切に把握され、個人情報の適正管理について検討されたい。</p>

エ 都市計画支援システム

システムの概要	都市計画に関する情報サービス
利用業務	都市計画に関する情報について、市民及び関係者への情報提供
契約・業者選定方法	令和4年7月にリプレースする予定で、都市計画支援システムの業者選定を指名競争入札により実施。
ヒアリング対象課	都市整備課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システムリプレース業務委託契約に関する起案文書及び支出関連文書 ・システム賃貸借及び保守契約に関する起案文書及び支出関連文書（現行） ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 令和4年度中に LGWAN-ASP 形式のシステムへの更改が進められていたが、受託事業者が提供するシステムと市のネットワークとの接続の方法において課題が判明し、庁内サーバ運用への変更が検討されているところ、経費の適正化及び意思決定の過程が分かる文書の作成について、留意して事務を進められたい。</p>

② インターネット上のクラウド（ASP）サービスを利用するシステム

ア オンラインによる申請手続等に係るシステム

システムの概要	LINE 公式アカウントにおける申請手続や、窓口の予約等のために必要な設定を行うことができるシステム
利用業務	LINE 公式アカウントにおける申請手続等の設定
契約・業者選定方法	コロナ対策として来庁しなくても様々な手続ができる体制を整えることを目的としたモデル事業でのシステム試行導入後、試行したシステムの有用性を評価し、同システムを選定して 1 者特命の随意契約（第 2 号）。
ヒアリング対象課	政策課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入時（試行）の起案文書 ・システム導入時（本番導入）の起案文書 ・システム賃貸借契約及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 システム障害が発生し、申請手続に係るサービスが提供できなくなった場合、当該システムで障害発生のお知らせができない可能性があるため、障害発生時のサービス停止状況の適正な周知方法について検討されたい。</p> <p>また、本システムは LINE と申請情報を管理するシステム及び基盤が異なる事業者で構築され、連携して申請手続に係るサービスを提供されていることから、適宜、申請手続に係るサービス全体における個人情報の安全管理状況を把握し、個人情報の安全が保たれるよう、引き続き取り組まれない。</p>

イ 新型コロナウイルスワクチン接種 WEB 予約システム

システムの概要	新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託（コールセンター及び事務センターの設置・運営等）内で、市集団接種会場の接種予約を受け付けるための WEB 予約システム
利用業務	コールセンター、ヘルプデスク等での接種予約受付、集団接種会場の接種者名簿作成 等
契約・業者選定方法	予防接種事業のコールセンター、事務センター、ヘルプデスクの設置と合わせて予約システムを導入する契約で、センター事務の請負を受託した事業者と、これまでの業務履行で培ったノウハウを見込んで、1 者特命の随意契約（6 号）。
ヒアリング対象課	健康保険医療課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託に関わる補正予算資料、業務委託契約及び支出関連文書 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託及び支出関連文書（コールセンター及び事務センターの設置・運営等） ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 本システムは、市が直接契約していない事業者（再委託先）が提供していることを踏まえ、システムで管理される予約者の個人情報について、安全管理状況を把握し、個人情報の安全が保たれるよう、引き続き取り組まれない。 また、事業者から、WEB 予約システムへの機能追加や変更、保守作業について特段の連絡を受けたことがないとのことであるが、システムの適正な運用管理のため、システムの状況を適宜把握できるよう、事業者からの報告や通知の受領について検討されたい。</p>

ウ CoDMON（保育 ICT システム）

システムの概要	登降園管理、在園児保護者との連絡機能、情報配信システム、帳票管理、健康の記録、シフト管理、保育ドキュメンテーション等の保育 ICT システム
利用業務	保育業務全般
契約・業者選定方法	令和 4 年 9 月に「CoDMON」のクラウドサービスを提供する事業者と随意契約（1 号・2 者の見積比較による）。 （令和 4 年度新規導入作業中）
ヒアリング対象課	保育施設課（みなみ保育園）
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算の内示についての意見書 ・システム導入の契約締結に係る起案及び予算執行関連文書 ・システム構成に関する文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 本システムは AmazonWebServices（AWS）に構築されていることから、正式稼働後において、登録される園児や保護者等の個人情報の安全管理については、AWS における情報管理も踏まえてシステム事業者における安全管理の取組状況を適宜把握され、個人情報の安全が保たれるよう取り組まれない。</p>

エ 介護予防ケアマネジメントシステム

システムの概要	介護予防事業に関するマネジメント機能を中心とする、高齢者福祉・介護保険を包含した総合的介護予防システム
利用業務	介護保険全般に関する業務
契約・業者選定方法	平成27年10月に、既存システムの再開発業務を既存事業者と1者特命の随意契約（第2号）。
ヒアリング対象課	長寿あんしん課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システム概要説明資料（導入時ベンダ資料） ・システムの再開発業務に係る業務委託契約に係る文書 ・システム保守業務委託契約及び支出関連文書 ・システムに係るセールスフォースライセンス利用許諾契約及び支出関連文書 ・システム機器賃貸借契約及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 システム機器賃貸借契約にあたっては、リース会社と1者特命の随意契約が行われているが、次期の契約の際は1者特命となる要因を排除した形として、競争性を担保した形で業者選定を行う方式での契約方法について検討されたい。</p>

③ LGWAN 上のクラウド（ASP）サービスを利用するシステム

ア 生活保護システム

システムの概要	保護決定、医療扶助、経理統計事務、訪問活動管理等を行うシステム
利用業務	生活保護業務
契約・業者選定方法	生活保護システムは開発事業者が少ないことから、システム更新時に、システム開発事業者に見積依頼をしての見積合わせによる随意契約（第2号）。 ただし、契約事業者以外はデータ移行等で対応が困難であり、見積できないとして、見積額の提示がなかった。
ヒアリング対象課	社会援護課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの使用契約に係る起案及び支払関連文書 ・システム機器等借上契約に係る起案 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 現契約は、他のシステム事業者から見積額が提示されず、他のシステムと比較検討が出来ていないとのことであるが、その見積依頼事業者、依頼次期、見積が提示できないとの回答状況について文書に記録が見受けられず、次期契約の際は、その選考経過及び意思決定過程の詳細について、記録に残すことを検討されたい。 また、本システムは LGWAN-ASP サービスで提供されており、NTT 東日本のサーバー内に構築されているとのことであるが、登録される個人情報の安全管理については、NTT 東日本における情報管理も踏まえてシステム事業者における安全管理の取組状況を適宜把握され、個人情報の安全が保たれるよう、引き続き取り組まれない。</p>

イ 固定資産情報管理 GIS

システムの概要	固定資産税・都市計画税の賦課に関わる各課税客体の現況補足、地番図・家屋図の管理及び土地評価計算等を行うためのシステム
利用業務	固定資産税・都市計画税賦課業務（土地・家屋・償却資産）
契約・業者選定方法	平成30年9月にリプレース。4者から見積書を取得して、価格の比較による随意契約により契約を締結（2号）。
ヒアリング対象課	課税課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システム賃貸借に係る被指名人の選定、見積徴収及び契約方法についての起案文書 ・システム賃貸借契約に係る支出負担行為決議書（長期継続契約）及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 令和5年9月に契約満了を迎える。システム更改にあたっては、データ移行等の課題があると思われるが、引き続き競争性のある方法による業者選定、価格評価の実施について、検討されたい。</p>

④ 専用線で接続するクラウド（ASP）サービスを利用するシステム

ア 総合行政システム（Publinker）

システムの概要	住民記録、税、福祉等の住民情報を管理・処理するシステム
利用業務	住民記録、税、福祉等の住民情報を管理・処理するシステム
契約・業者選定方法	平成30年8月に既存事業者との一者特命の随意契約（第2号）を行うこととし、全システム利用課所の合議及び市長決裁により契約を締結。
ヒアリング対象課	情報推進課
対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システム更新の方向性を検討した結果の起案文書 ・システム等提供業務契約の締結に係る起案文書 ・地方税共通納税システム対象税目拡大対応公金収納日計処理業務他委託に係る起案文書及び支出関連文書 ・地方税共通納税システム対象税目拡大対応業務委託契約に係る起案文書 ・番号制度対応業務委託契約（令和4年度総務省分）に係る起案文書及び支出関連文書 ・行政事務の電子計算組織処理業務委託契約（単価契約）に係る起案文書及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていたが、一部改善を要する事項が見受けられた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 和光市総合行政システム運用計画書を策定されているが、平成30年5月16日の確定版（1.0版）が最終版となっており、個別業務システムの追加等によるシステム構成変更、マイナンバー制度の開始に伴うデータ連携状況やその他の運用保守に係る内容などが策定当時のままになっているなど、更新が行われておらず、最新の情報になっていなかった。システムの運用管理が計画的に履行され、システムが安定して継続稼働されるよう、同書の記載内容を確認し、現状に則した内容となるよう、速やかに更新すること。</p> <p>【結果に関する意見】 総合行政システムは複数のシステムで構成されたパッケージシステムであり、和光市の業務に応じた仕様を各業務システムで設定されていると考えられること</p>

	<p>から、システム更改の際に他社のシステムの参入が難しいように思われる。令和3年9月に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、今後標準化された仕様に基づくシステムを導入していくことになるが、法の趣旨に則り、各事業者によるシステム標準化への対応状況を見極め、競争性のあるシステム選定への取組について、検討を進められたい。</p>
--	--

イ 臨時給付金管理システム

システムの概要	「給付金システム」において、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務を管理するシステム
利用業務	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付
契約・業者選定方法	執行まで短期間での取組を要する臨時給付金支給事業であること、また、この事務を処理するため総合行政システムを構成する既存の給付金システムの改修で対応するものであることから、現行システム業者との1者特命による随意契約（第2・5号）。
ヒアリング対象課	地域包括ケア課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システム等業務委託契約及び支出関連文書 ・システム改修業務契約及び支出関連文書（令和4年度） ・システム等保守業務委託契約及び支出関連文書 ・支払決定通知業務委託契約及び支出関連文書 ・パソコン・プリンタレンタル業務委託契約及び支出関連文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 臨時特別給付金事務においては、準備期間が短く、既存システムの改修による対応方法を選択して、随意契約を行ったとのことだが、今後の情報システムの契約においても競争性のある業者選定方法が可能かどうか、十分に検討して事務を進められたい。</p>

ウ 乳幼児・こども医療システム

システムの概要	総合行政システム (Publinker) の個別業務システムで、乳幼児・子ども医療業務を処理するシステム
利用業務	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付乳幼児・子ども医療業務
契約・業者選定方法	県内医療機関での現物給付対応をするために総合行政システムを構成する既存の乳幼児・こども医療の改修で対応するものであることから、現行システム業者との1者特命による随意契約(第2号)。
ヒアリング対象課	ネウボウ課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修契約に係る起案、支出関係文書 ・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定(決裁、専決)により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 監査対象は既存システムの改修に関する契約であり、他者見積ができない契約であるため、見積額の適正性の確認は困難であるが、他自治体の実績を参考にするなど、可能な範囲で評価に取り組みたい。</p>

(オ) 1 台の電子計算機に導入して利用するシステム（スタンドアロン）

ア 公共下水道台帳管理システム

システムの概要	市内の公共下水道につき、下水道施設情報を一体としてデータベース化し管理できる地理情報システム
利用業務	下水道台帳の閲覧、印刷
契約・業者選定方法	平成16年3月から導入され、スタンドアロン形式で運用。現在は保守契約のみ締結しており、当該システム構築事業者との1者特命の随意契約を締結（第2号）。
ヒアリング対象課	下水道課
監査対象事務文書	<ul style="list-style-type: none">・システム保守業務委託契約の起案文書及び支出関連文書・令和3年度公共下水道台帳整備業務委託契約の起案文書及び支出関連文書・その他、システム運用等に関する文書
監査結果	<p>システムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われていた。また、システム運用についても、概ね適正に行われていた。</p> <p>【結果に関する勧告】 特になし。</p> <p>【指摘事項又は改善を要する事項】 特になし。</p> <p>【結果に関する意見】 本システムは、サポートが終了した OS（Windows7）の使用を要するバージョンのソフトウェアを利用しているものである。スタンドアロン運用であるため、情報漏えい等の懸念はないが、長期間利用していることから機器故障等によるシステム停止などが懸念され、システムの安定稼働、継続利用等のため、最新の OS に対応したシステム、機器への更改や機器のバックアップ体制について、移行を検討されたい。</p>

5 むすび

今年度の行政監査は、「情報システムの調達及び契約、運用に係る事務」をテーマとして、令和4年度に稼働（利用）しているシステム、または稼働開始予定であるシステムであって、市が保有する住民情報や行政情報、事業等に関する情報を管理及び処理するシステムを対象とした。

監査対象の情報システムは、71システムであり、その中から部局及び構築（導入）形態別に幅広く監査する方針で14システムを選定して、調達及び契約、運用に係る事務について、個別に監査を実施した。

監査対象の71システムの概況は、「4 監査の結果（事務の執行、事業の管理状況等についての概要）」の「(1) システム全体の概要」のとおりである。

全体の概要としては、構築（導入）形態別システム数では、クラウド（ASP）サービスを利用するシステムが42システム、全体の59.2%を占めており、クラウドサービスの利用がシステム導入形態の主流になってきている。対象システムのうち、住民の個人情報に52システムで取扱いしており、マイナンバーを7システム、市政運営上の重要な情報を20システム、例えば部署内でも特定の職員のみが取扱いが限定されるような情報を31システム、その他の非公開情報を27システムが取扱いしており、システム導入、運用に当たっては、適切な情報管理のため、セキュリティ対策に係る知識及び意識が求められている。

これらの情報システムに係る調達、運用等に係る契約等は127件あり、その契約内容は、システム構築・導入に関するものが15件、システム利用に関するものが31件、賃貸借に関するものが40件、保守に関するものが42件、運用に関するものが26件、システム改修に関するものが21件、その他の内容が10件となっている。契約における業者選定方法については、随意契約が106件で、契約全体の83.5%を占め、そのうち1者特命による随意契約が80件、契約全体の63.0%を占めている。他者、他システムとの比較を行う指名競争入札、随意契約における見積合わせ、プロポーザルは合計で41件、契約全体の32.3%となっている。また、契約の中で、業務の再委託を行っているものは22件あり、全体の17.3%となっている。

個別に14システムを監査した結果については、「4 監査の結果」の「(2) 本監査対象システムの概要」のとおりである。個別の監査では、一部に指摘事項又は改善を要する事項が見受けられたが、その他はシステムに係る契約、支出、運用管理など、関連事務が適正な意思決定（決裁、専決）により行われており、また、システム運用についても、概ね適正に行われていることを確認した。引き続き、適正なシステム調達、契約、運用に努められたい。

なお、指摘事項又は改善を要する事項については、総合行政システム及び戸籍システムに関し、運用計画に係る文書の更新が不十分であったというものである。運用計画は各システムの運用管理に必要な事項が記載されているものであり、安定したシステムの稼働及びそれに基づく業務継続が行えるよう、速やかに更新され、以降、適切に更新等対応されたい。また、監査結果を踏まえての各システムに対する意見は、個別の監査結果にて述べているので参照されたい。

各システムに対する個別監査での文書の審査及びヒアリング結果等を踏まえ、システムの調達及び契約、運用に係る事務が適正に行われるよう、以下のとおり意見、要望を付す。

(1) 事務文書、手続における適切な決裁（専決）による意思決定

今回監査で対象とした事務文書に関しては、和光市事務専決規則その他の専決等に関する規定に基づいて、適正な決裁、専決権限を有する者による意思決定に基づき事務が行われていることが確認された。職員による不祥事の防止にあたっては、令和3年12月22日付け「和光市職員の不祥事の再発防止に関する調査報告書」において、業務プロセスに決裁、承認プロセスが組み込まれ、業務上でその証跡が残されていることの確認が必要と指摘されている。情報システムの調達、運用等においても、同様に各事務において決裁、専決を行う者が必要な情報を把握の上、適正に意思決定を行うことが重要であり、適正な決裁、専決権者の設定と決裁が行われていることが確認できるよう、留意されたい。

(2) 成果物及び報告書等の納品検査及び適正管理

今回の監査では、全てのシステムが運用されており、納品されていることを確認した。不祥事の防止対策としては、業務執行における業務手順及び業務プロセスの可視化（記録の作成）が有効であり、成果物の納品検査にあたっては、誰が、いつ、どのような方法で何を確認するか、予め整理し、実施後は文書として記録に残すことを検討し、取り組まれ、納品後も必要に応じて成果物の所在の把握、管理に努められたい。なお、保守等の作業に係る契約に関しては、その作業報告書がこれに該当するものと考えられ、適切に提出させることは、システムの運用及び次期システム更改への改善事項の検討資料にもなるため、適切に報告を受け、管理されるよう努められたい。

なお、今回改善事項として指摘した通り、運用計画書やシステム構成図といった版管理する文書については、契約期間中にシステムや業務内容、組織体制その他の状況により内容を適宜更新する必要があるため、現在システムを運用している課所等においては、情報が古く、更新されていない文書がないか確認し、あった場合は適正な内

容への更新に努められたい。

(3) 契約における業者選定方法

今回の監査結果において、1者特命による随意契約が前述のとおり80件あり、全体の63.0%を占めている。1者特命による随意契約は、他者との比較評価を行わずに業者を選定する契約であり、契約額の妥当性に関する評価が難しいが、他自治体の同種実績との比較や市場（実勢）価格との比較など、様々な観点で価格の妥当性の評価に努められたい。保守契約を例にとると、システムを熟知しているシステム開発（導入）会社による1者特命の随意契約が既定となっている傾向が見られる。契約にあたっては、入札や見積合わせ、プロポーザル等を含めた競争性のある契約方法の検討及び発注を入札等業者比較をできるものとできないものを分けて行うことを検討するなど、競争性の確保について、改めて留意されたい。そのうえで1者特命の随意契約を選択される場合は、「随意契約ガイドライン」に基づき、契約の透明性の確保及び説明責任を果たせるよう、契約における状況、1者特命とする理由を明らかにして起案等に検討過程を記録するなど、適切な手続により契約が行われるよう努められたい。

なお、システム更改時に他社システムへ移行しようとするデータ移行経費が生じる場合があり、単純な価格面での比較を行うと既存システムの事業者により働き、競争性を阻害する要因（ベンダーロックイン）となりうるが、システム移行により得られる（将来的な）効果などもあわせて、データ移行経費の扱いを財政部門と協議の上、業者選考方法を決定するなど、必要に応じて競争性を担保した対応を図られるよう努められたい。

(4) クラウドサービスにおける個人情報の安全管理

今回の監査結果において、前述のとおり現在市が利用しているシステムの約6割をクラウド（ASP）サービスが占めている。これまでのシステム構築はサーバ等機器を購入又はリースにより調達し、庁内に設置して構築する「オンプレミス」形式から、インターネットやLGWANなどのネットワーク上に構築されたクラウドサービス事業者が運用するサーバ等の中にシステムを構築して提供されるシステムを利用する「クラウド（ASP）」形式に移行する傾向にある。

クラウド形態で提供されるシステムでは、クラウドサービスを提供する事業者と情報システムを開発・運用する事業者が異なる場合があり、それぞれの事業者のシステム機器等において取扱う個人情報等が記録される可能性がある。そのため、クラウド形態で提供されるシステム利用を検討する場合は、当該システムの仕組み及び情報の流れを把握し、情報管理のリスクに係る検討及び適切な安全管理措置状況の確認を行い、必要がある場合は各々の事業者に対して適切な安全管理措置を求めるなど、個人

情報の適正な管理に努められたい。

(5) 障害発生時の対応

個別監査を行ったシステムには、障害が発生した場合にバックアップシステムに自動的に切り替わるシステムがあり、このような仕組みは、業務継続、行政サービスの提供に有用であるが、実際に障害が発生した場合には、確実に稼働することが求められる。障害が生じない場合は利用されない機能であることから、その稼働確認は困難なケースもあるが、同種の機能をもつシステムを運用する場合は、必要に応じて稼働試験の実施等、日ごろから障害が発生した場合を想定したシステムの状態把握に努められたい。その他、システムに障害が発生した場合において、システムが利用できない状況下での業務を継続するための対応及びシステム障害復旧のための連絡、報告等の対応についても、日ごろから事務手順等を検討し部署内で共有するなど、適切に対応できるように努められたい。

(6) 職員の情報人材育成

現在、業務遂行において、事務の効率化や市民サービス向上を図るために、様々なネットワークを利用し、情報システムで事務処理を行っており、情報システムは業務に欠かせないツールとなっている。これは、職員が配属される様々な部署でシステム調達等に業務担当者として関わる可能性があることを意味しており、そのための情報システムや情報セキュリティ対策に関する知識は、職員が一般的な業務知識として身に付けていくべきものとなってきている。監査におけるヒアリングの際にも、職員の情報システムに関する知識の不足が課題として挙げられており、職員全体のIT、DX等に対する知識、能力、意識の向上に努められたい。

なお、和光市では、令和3年8月に「和光市DX推進全体方針」策定しており、デジタル・トランスフォーメーションを推進していく方針を定めている。今後、この方針に基づき、様々な行政事務、市民サービスの場面において、DXの検討、取り組みが進められ、システムの導入、活用について需要及び機会が今後も増加していくことが見込まれる。情報システムの調達及び契約、運用にあたっては、適正な意思決定過程及び事務手続に基づき行われるとともに、日々変化する様々な情報セキュリティリスクに対し、業務継続及び市民の個人情報や重要な行政情報の安全管理において適切に対応され、安定した市政運営及び行政サービスの提供に努められるよう要望する。